

## 「里山の会 ECOMO」会則

### 総則

#### (名称及び組織)

第1条 本会の名称を「里山の会 ECOMO」（以下「会」と記述）とする。

第2条 会の目的や活動に賛同する者で組織される。

#### (背景と目的)

第3条 会の目的は、里山保全と里山に親しむことを通して、広く自然保護の精神を広め、かけがいのない里山等の身近な自然を次世代に引き継ぐことにある。あわせて、会の活動が地域の人々の心豊かで健康的な生活に寄与することを願っている。

#### (活動・事業の種類)

第4条 会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 里山保全の活動
- (2) 自然観察会
- (3) 学習会
- (4) 生物調査

#### (会員)

第5条 会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、里山の地権者及び会の運営に対し協力する者とする。

#### (入会)

第6条 正会員として入会する者は、所定（年会費納入など）の手続きを行うものとする。

#### (会費及び会計)

第7条 会の運営は、会費、寄付金、助成金等によって行なわれる。なお、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 正会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 2,000円

#### (役員)

第9条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長(1名)、会計(1名)、会計監査(1名)
- (2) 役員は、総会において正会員の中より選出される。

2 役員任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (職務)

第10条 会長は会を代表し、運営を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故がある時又は欠席の時は職務を代行する。
- 3 会計は、会費等の運営資金の会計業務を担当する。
- 4 会計監査は、会の会計業務および財産の状況を監査する。

#### (総会)

第11条 総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。  
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び予算及び決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数（委任を含む）の出席がなければ、開会することができない。

4 議案は、出席の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するものとする。

#### 附 則

この会則は、平成26年4月1日より施行する。